

(写)

龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第53号

龍ヶ崎市保健センター設置条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市保健センター設置条例（昭和58年龍ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（名称及び位置） 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 龍ヶ崎市保健センター 位置 龍ヶ崎市3543番地	（名称及び位置） 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 龍ヶ崎市保健センター 位置 龍ヶ崎市馴馬町2855番地

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。